

意見書案第23号

令和5年9月28日提出

令和5年9月28日可決

提出者 市議会議員 横山 勝彦
同 富田 公隆
同 岡田 修一

自衛隊施設の強靱化を求める意見書

自衛隊の任務を遂行するためには、優れた装備を整備するとともに、これを駆使する隊員を養成し、部隊の練度を維持・向上させていくことが必要不可欠である。このための教育訓練の場となり、さらには有事の際の防衛活動の重要な拠点となるのが自衛隊の施設である。このように、防衛力の直接的基盤となっている自衛隊の施設が、その機能を果たすためには、常に安定して使用できる状態に維持されることが必要である。

前橋市内にも所在する自衛隊施設約2万3,000棟のうち、4割を占める9,900棟が旧耐震基準時代に建てられており、そのうち8割は耐用年数を超えている。また、戦前の建物も589棟あり、隊舎や庁舎以外に管制塔や火薬庫といった防衛機能に関わる施設も多く含まれており、最も多いのは補給施設である。多くの建物で、経年劣化による雨漏りや内装材の劣化、外壁の破損や基礎のひび割れなどから、修理不能で閉鎖されている建物もあり、早急な対策が求められる。

このような老朽施設は防衛施設として保有すべき防護性能を有しておらず、施設の機能に応じた防護性能を付与する必要がある。その際は更新費用だけでなく、その後の維持管理を考慮した設計や管理方法を取り入れていく必要がある。

よって、国においては、国民の安全・安心の確保、地域と国際社会の平和と繁栄の実現のため、自衛隊施設の強靱化に向けた予算の確保を含めた取組を着実に進めていくよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月 日
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
防衛大臣

前橋市議会議員 阿部 忠幸